

＜令和6年度＞御坊市住民税非課税世帯等物価高騰対策 支援給付金（こども加算有）のお知らせ

（受給には手続きが必要です。）

- ◆このお知らせは、「令和6年度住民税未申告の方」がいる世帯や、令和6年1月2日以降の転入者がいる世帯に、お送りしています。
- ◆「住民税未申告の方」を含めた**世帯全員の令和6年度住民税が非課税であれば、給付金（1世帯あたり3万円・こども加算対象児童1人あたり2万円）の受給対象**になる可能性があります。
- ◆該当する世帯の方は、申請書を送付しますので、記入例を参考に、記入もれや必要書類の添付もれがないか確認して、ご返送ください。

給付金の支給手続き

- ◆給付金を受け取るには、**申請書の提出が必要**です。
申請書に必要事項を記入して、本人確認書類及び受取口座の確認できる書類の写し等を添付して、ご返送ください。
- ◆又対象世帯のうち、基準日（令和6年12月13日）時点で、**18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯**については、こども加算対象として「**申請書**」に**必ず対象児童の記入を確認して、ご提出ください。**

※新たに出生した児童や別世帯で扶養している児童は、申請書に追記して申請してください。

申請書は、令和7年7月31日（木）までに（必着）ご返送ください。

【確認事項】

- ①世帯の中に、住民税課税となる所得がある者はいない。
 - ②世帯全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
 - ③給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ※給付金の支給後、申請に虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金の返還となります。

お問い合わせ（受付時間 平日 8:30～17:00）

御坊市住民税非課税世帯等給付金事務局 TEL 0738-52-5301(直通)

御坊市役所 社会福祉課 TEL 0738-23-5508(直通) TEL 0738-22-4111(代表)